

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガーナ	貧困農民支援に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農薬物資及びその輸送に必要な役務の供与	360,000千円 H18.3.31まで	H18.1.6 アクラで (同日)	日本側 石川正紀在ガーナ大使 ガーナ側 ナナ・アドウ・ダベンクワ・アクフオ＝アドウ外務大臣	H18.1.19 27号
ガーナ	地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国との間の交換公文	地方電化計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	678,000千円 H19.3.31まで	H18.8.24 アクラで (同日)	日本側 石川正紀在ガーナ大使 ガーナ側 ナナ・アドウ・ダベンクワ・アクフオ＝アドウ外務・地域協力・N E P A D 大臣	H18.9.6 532号
ガーナ	アッパバーウエスト州基礎的医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国との間の交換公文	アッパバーウエスト州基礎的医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	163,000千円 H19.11.27まで	H18.11.28 アクラで (同日)	日本側 中村温在ガーナ臨時代理大使 ガーナ側 ナナ・アドウ・ダベンクワ・アクフオ＝アドウ外務・地域協力・N E P A D 大臣	H18.12.8 659号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。